

【附記】

第2期生入学式 学長告辞

2005年4月2日

2005年入学式告辞

大宮法科大学院大学学長

住吉 博

わが大宮法科大学院大学に入学し、いまここに集われている皆さんを、心から歓迎いたします。

最初にあえて一言しなければなりません、当大宮法科大学院のみならず、日本の法科大学院総体がいまだ教育訓練機関として確立されるまでには至っていないというのが現状であります。その事情は皆さん方もかなりの詳しさでお気付きのところでしょう。日本の教育制度史上、そして法律家供給制度史上初めて導入されようとしている法科大学院という学校をめぐる、その理想像についていまだにさまざまな論議が交わされています。

さてそうではあっても、今日のこの入学式に際して、次のことは確實であると言わなければなりません。すなわち、皆さんが大宮法科大学院大学で学ぶことを選択されたのは、日本の法律家資格を取得したいという願望を抱いてのことでしょう。つまり新司法試験に合格したいというのが皆さんの入学の動機をなしています。もしもこの事実を否定したり無視したりしようとするならば、そこにどのようにレトリックを弄するにしても、人間の条件である誠実性に大きな疑問が突き付けられることになるでしょう。

そうした認識のもとに、大宮法科大学院大学での勉学にかかわり、私の立場から多少の見解をこの機会にご披露したいと思います。皆さんのこれからの勉学の指針として多少でも役立つところがあれば幸いです。

ときに、高等教育機関での法学教育の目標は司法試験に合格させるところに設定されるべきではない、という意味の語りを聞くことがあります。確かに法科大学院大学は、良き法律家、現実社会に有用な法律家を送り出すことこそが理想とされるべきでしょう。しかし、この文脈において注意しなければならない一点は、十分条件についての言明と必要条件についての言明が混同されるのを避けることです。司法試験合格が社会に有用な良き法律家の十分条件ではない、司法試験合格以外の素養も良き法律家には要請される、というのは確かな判断でありましょう。しかし、だからと言って、決して司法試験合格が実務法律家の必要条件でなくなるわけではありません。現在の日本の法律制度のもとでは、ごく少数の例外を除き、裁判官、検察官あるいは弁護士として活動することが許される要員は、司法試験に合格した人々に限られています。

そこで、実務法律家として活動するにあたっての必要条件である司法試験合格について考えてみましょう。司法試験を突破するための勉強、言い換えれば法律専門職に就くために法律学を学ぶことは、一人の個人にとってどのような精神的営みを意味するのでしょうか。それは要約して言えば、近代の制度として専門職に位置付けられる法律家に負わされた公共的役割を十全に果たすという自覚をもって、近代法の存在意義と基礎知識を会得することです。

われわれのまわりを見回してみると、いまなお俗識の世界では、明治の文明開化とともに日本にもたらされた近代法の存在意義が的確には理解されていない事例に出会うことがあります。

一例を挙げると、『司法大改革 あなたは人を裁けますか』という題を付されたテレビ番組が最近放映されていました。裁判員制度導入との関連で作られた番組ですが、ここで番組の内容や裁判員制度の可否について論議しようと言うものではありません。それはそれとして重要な話題ですが、いま問題にしたいのは、「人が人を裁けるか？」という問いかけを番組の標題に選ぶ意識をもった人たちが、公共放送の番組を製作する側にいる、という事実です。

「人が人を裁けるか？」と述べられているのは、いわゆる修辭的疑問文に該当する命題としてであり、実は人が人を裁くなどのことは許されようがない、あるいは実行不可能である、という倫理的判断を暗黙の前提にしてこの疑問文は立てられています。「復讐するは我にあり」とか「汝らのうち罪無き者、この者を石にて打て」という教えも想起されるでしょう。日本のマスメディアの世界にもその程度にはおそらくキリスト教倫理の浸透があるようです。

しかし、司法大改革の一環として採用されようとしている裁判員の仕組みは、刑事裁判の領域に属しています。この関連において強調すべきなのは、〈人が人を裁く〉のを否定するところに、現在の刑事裁判制度の契機があるということです。つまり司法試験でその要員を選抜しようとしている司法は、倫理とは識別される実定法裁判規範が支配する領域の活動なのです。

刑事司法の裁判規範である刑法も民事司法の裁判規範である民法も、それぞれに独自の近代法原理を基礎に据え、論理整合的な規範体系として確立されています。もちろん個別の事案の法的処理に際しては、併せて社会規範の実態を考慮したり、基底にある倫理的価値判断を併用したりせざるを得ない局面に遭遇することはあるでしょう。裁判員はそのときに大きな働きをすと思われれます。しかしそのときにあっても、決して人が人を裁くことになるわけではありません。刑事裁判であれ民事裁判であれ、やはり近代国家の法技術として制定されている手続法規に規制されて、司法制度の運用という枠の中に収まる公権力の作用であるに他ならないのです。そうあるべきことが、現在の日本の憲法的要請なのであります。

法律家を志望する人々にまず要求されるのは、そうした実定法の組織体系と基礎原理を自家薬籠中のものにしてしていることです。それを達成するところに、司法試験のための受験勉強の眼目があります。そしてこの受験勉強は、一人の人間がその生涯の一時期において全精力を傾注するに値するだけの価値がある営みなのです。

さきに司法試験合格は実務法律家にとり、必要条件であるけれども十分条件とは言えない、と申しましたが、実務法律家にとっての十分条件はいかなるものであるのかを論じる重要な命題は別の機会に譲ることにしましょう。大宮法科大学院のカリキュラムは、法律家倫理の教科にも大きな比重を割いておりますし、その他の教科に関連してもその問いに答える発言がされる機会は少なからずあるはずです。

いま指摘しておきたいのは、次のことであります。すなわち司法試験合格だけでは十分条件を充たしていないと判断されるのであれば、その事情に新たな角度から光りをあてて次のようにも言えることになるのです。司法試験のための受験勉強は、それだけで良き法律家の要件を完全に充足することまでを目標としなくてもよいことになります。十分条件を充足するための勉強および訓練は、司法試験通過後にも行われてよいのです。むしろその方が効率的です。少し思いを致すならば、司法試験受験準備として、法律基本科目の勉強に集中すると同時に実践的授業や特殊プログラムでの勉強にも没頭せよ、というのは通常の間人にとっては無理を強いるものであることに気付きます。それは、新司法試験の合格率が仮令80パーセントに設定されていても、やはり言えることです。人は20パーセントの不合格率を知りながら受験勉強をおろそかにするなど、通例あり得ないでしょう。まず試験合格達成ありきという機微に、われわれは十分に思いを致すべきであります。

ここで「受験勉強」というのが、いわゆる詰め込み、一夜漬けの浅薄で失われやすい表面的な知識獲得を意味しているのではないことも改めて強調しておかなければなりません。新司法試験に関しては、すでにサンプル問題が提示されております。それはこれまでの旧司法試験が六法縦割り論点主義出題であったのと比較すれば、基本的実定法の修得について、実務法律家適性をテストするものとしてかなり改善された内容になっています。そのような試験のための受験勉強を、呼び名では同一である他の

機会での受験勉強と区別しないまま立論しようとするのは不当の極みです。

そうした視野の中で次のような将来の課題があることを、あわせて今日ここであえて指摘しておきます。3年後に皆さんは新司法試験を受験されることになります。全員が目出たく合格を勝ち取られることを祈っておりますが、あるいは不運にも一回目は失敗したという人が出てくるかもしれません。そうなっても、法科大学院修了後5年の期間内に3回は繰り返し試験を受けることを認める、というのが新しい司法試験法の定めですから、第1回目は成功しなかった人もなお気を取り直して再挑戦を試みようとするのが、むしろ通常の反応かと思われます。そして、すでに大宮法科大学院大学設置者の側には、そのように再挑戦する学生を勉学施設などの面で支援するための考慮があるのです。

それは貴重な施策であり歓迎すべきことでありますが、そのうえさらに私が望むのは、挑戦者のために配慮するのと並行して、成功者のために配慮することでもあります。要約してその構想を説明しますと、3年間の法科大学院課程に加えて、司法試験に合格した人たちが、さらに高度な法律専門知識を学び特別法分野の実務技能を修得するための場として、仮称「高等教育訓練課程」を設けてはいかがであらうか、と思われるのです。

現在は司法試験合格後に司法研修所での司法修習が実施される仕組みですが、現実問題として、その仕組みはすでに生じている諸条件の変容に照らせば、大きく改革されるより他ないと見通されます。試験合格後の専門職能教育は、ただちに裁判官となる途を選ぶ合格者たちには研修所での司法修習を、ただちに弁護士となる途を選ぶ合格者たちには法科大学院が提供する「高等教育訓練課程」を、という複線型で構想されてもよいのです。

そしてやがては、すべての裁判官は実務弁護士の中から任用されるという方式が一般化すれば、いわゆる法曹一元が日本でも現実のものとなるでしょう。法科大学院の設置は、法律家養成供給システム改善の第一歩にしかすぎないのです。